



法律で読み解く
⑰

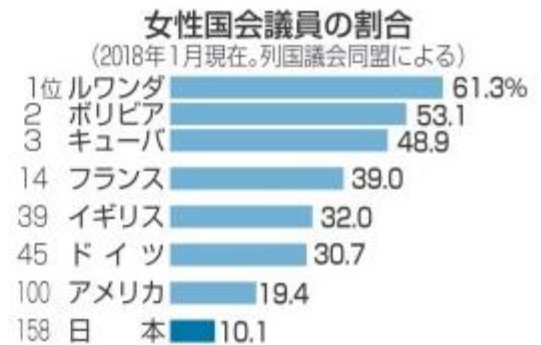
1999年に制定された【男女共同参画社会基本法】は「男女共同参画社会」を次のように定義しています。

男性と女性は①社会の対等な構成員②どちらも自らの意思で、あらゆる分野の活動に参加する機会がある③均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を得ることができ④共に責任を担う。

そして男女共同参画社会を実現するための基本的な考え方や国の取り組みなどを定めています。この法律に基づき、公務員への女性採用率、女性企業役員割合、男性の育児休業取得率などの目標値も掲げてきました。

さらに、今年5月16日には【政治分野の男女共同参画推進法】が成立しました。国会と都道府県議会、市区町村議会の議員選

議員候補者数を男女均等に



挙は【男女の候補者数ができる限り均等となることを目指して行われる】と努力目標を規定しています。

この法律は、政党の枠を超えた超党派の国会議員が女性議員を増やすために提案しました。

2017年10月の衆院選では、女性の候補者は17・7%でした。また世界の国会議員が参加する団体（列国議会同盟）によると、女性国会議員の割合が10・1%の日本は、193カ国中158位です。1位のルワンダは60%を超えています（今年1月現在）。

(C)神戸新聞社 無断転載 複製および頒布は禁止します。

名前

① 1999年に制定された【男女共同参画社会基本法】が定義する「男女共同参画社会」について記した部分を、書き出しに続けて抜き出しましょう。

										男性と女性
										は

② ルワンダの女性国会議員の割合は何%ですか。

「 %

③ 日本の女性国会議員の割合は何%ですか。

「 %

③ 今年5月16日に成立した【政治分野の男女共同参画推進法】は、国会と都道府県議会、市区町村議会の議員選挙において、どんな努力目標を規定していますか。
